

〔東京グラフィックス65歳雇用導入プロジェクト〕

60歳以降も 働きながら 受給する年金

このパンフレットでは東京グラフィックス会員企業で働く従業員の皆様が
60歳以降も働き続ける場合、年金がいくらもらえるのかと
いったポイントを中心に紹介します。



厚生労働省(東京労働局)受託事業

TOKYO
GRAPHICS
the Tokyo Graphic services industry association



改正高年齢者雇用安定法の概要

改正高年齢者雇用安定法の施行に伴い、平成18年4月1日から年金支給開始年齢の段階的引き上げに合わせて、65歳までの安定した雇用を確保する高年齢者雇用確保措置を講ずることが事業者に義務づけられました。

※平成25年3月31日までは経過措置があり、平成22年3月31日までは63歳までの雇用確保が義務づけられています。

高年齢者雇用確保措置には、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、の3つの方法があります。【下記 a】

なお、継続雇用制度には定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する「勤務延長制度」と、定年年齢に達した者をいったん退職させた後、再び雇用する「再雇用制度」があります。

また、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入の義務年齢は【下記 b】のようになります。

a

いずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）の実施義務があります

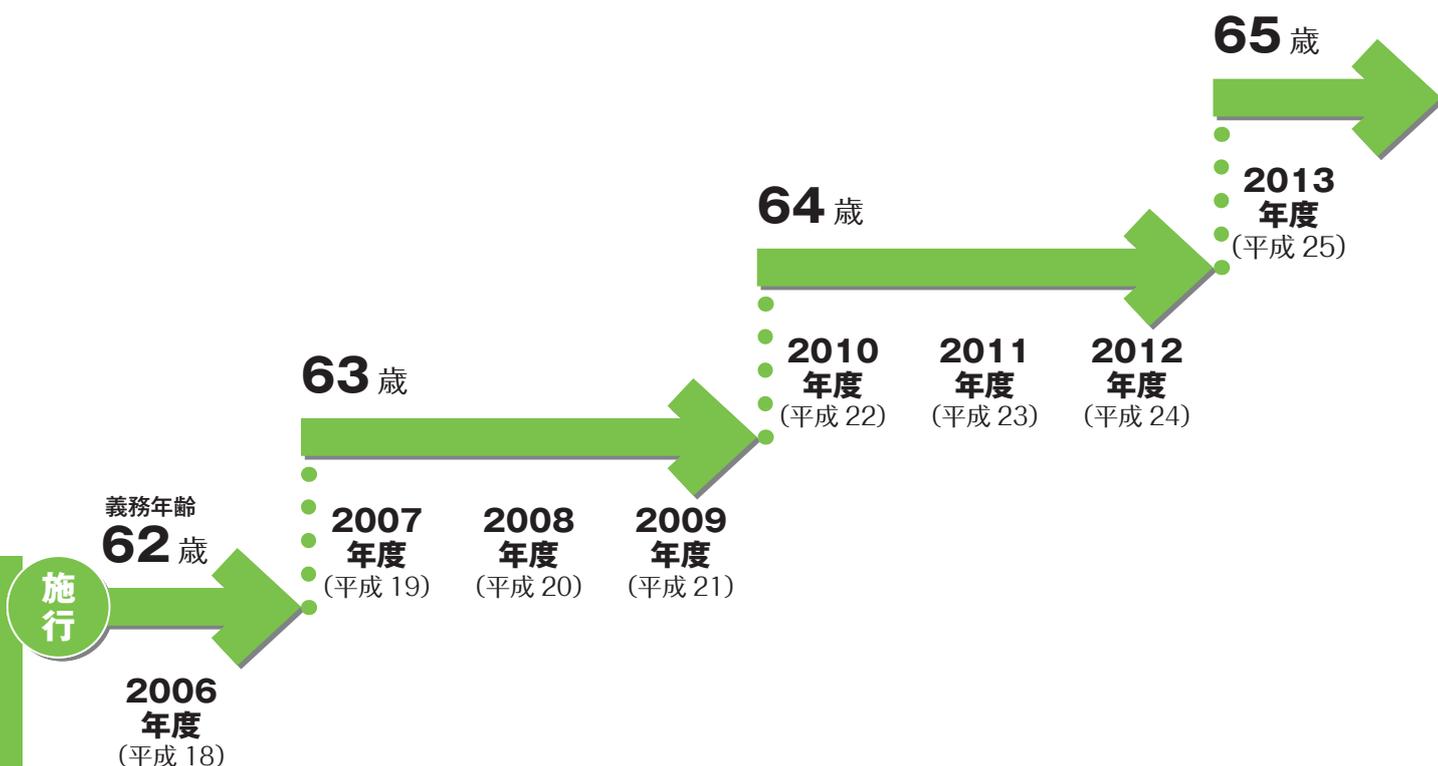
① 定年の引き上げ

② 継続雇用制度の導入

③ 定年の定め廃止

b

定年の引き上げ、継続雇用制度の年齢は年金支給開始年齢の引き上げに合わせて2013年度までに段階的に実施





厚生年金の受給

厚生年金の加入者は、60歳から65歳未満まで「特別支給の老齢厚生年金」、65歳からは「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」を受給することができます。

「特別支給の老齢厚生年金」には、「定額部分」、「報酬比例部分」、「加給年金」があります。「定額部分」の支給開始年齢は昭和16年4月2日生まれ以降から段階的に引き下げられ、昭和24年4月2日生まれ以降の人はなくなります。「報酬比例部分」の支給開始年齢は昭和28年4月2日生まれ以降から段階的に引き下げられ、昭和36年4月2日生まれ以降は65歳にならないと年金を一切の受け取れなくなります。ただし、女性は5年遅れの実施となりますので、全ての年金が65歳支給となるのは昭和41年4月2日生まれ以降となります。

なお、「加給年金」とは配偶者や18歳までの子供などがいる場合、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が受給できるようになったときに支給されるものです。

■ 厚生年金の支給開始年齢

生年月日（ ）内は女性の場合	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和16年4月1日以前 (昭和21年4月1日以前)	報酬比例部分の年金 (以下同じ)					老齢厚生年金
	定額部分の年金 (以下同じ)					老齢基礎年金
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日 (昭和21年4月2日～昭和23年4月1日)						老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日 (昭和23年4月2日～昭和25年4月1日)						老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日 (昭和25年4月2日～昭和27年4月1日)						老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日 (昭和27年4月2日～昭和29年4月1日)						老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日 (昭和29年4月2日～昭和33年4月1日)						老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 (昭和33年4月2日～昭和35年4月1日)						老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 (昭和35年4月2日～昭和37年4月1日)						老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 (昭和37年4月2日～昭和39年4月1日)						老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 (昭和39年4月2日～昭和41年4月1日)						老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和36年4月2日以降 (昭和41年4月2日以降)						老齢厚生年金
						老齢基礎年金





在職老齢年金の計算方法

60歳以降の継続雇用において、1日または週の勤務時間が一般社員のおおむね4分の3以上であり、かつ1カ月の勤務日数が一般社員のおおむね4分の3以上の場合、厚生年金の被保険者となり、年金が支給制限されます。これが在職老齢年金と呼ばれるものです。この条件を満たさない場合は、厚生年金の被保険者とはならず、年金は全額支給されます。

60歳～64歳までの在職老齢年金支給額の計算方法は次のとおりです。

● 総報酬月額 48万円以下の場合の年金支給額

$$\text{年金月額} = \frac{\text{年金月額} + \text{総報酬月額} - 28 \text{万円}}{2}$$

● 総報酬月額 48万円以上の場合の年金支給額

$$\text{年金月額} = \frac{\text{年金月額} + 48 \text{万円} - 28 \text{万円}}{2} - (\text{総報酬月額} - 48 \text{万円})$$

総報酬月額とは、毎月の給与と、その月以前1年間に受け取った賞与の総額の12分の1を合計したものです。年金月額と総報酬月額の合計が28万円を超えると年金が減額されます。1ヵ月当たりの年金月額が10万円の場合、総報酬月額が18万円以下（年収218万円以下）なら、年金を全額受給することができます。逆に、総報酬月額が38万円以上（年収456万円以上）なら、年金を一切もらえないこととなります。

■ 在職老齢年金（60～64歳）

（単位：円）

60歳以降の 総報酬月額相当額	年金月額（加給年金を除く）			
	50,000	100,000	120,000	160,000
退職したときは100%支給されます				
150,000 給与15万円＋年間賞与0円	50,000	100,000	120,000	145,000
200,000 給与15万円＋年間賞与60万円	50,000	90,000	100,000	120,000
250,000 給与20万円＋年間賞与60万円	40,000	65,000	75,000	95,000
300,000 給与24万円＋年間賞与72万円	15,000	40,000	50,000	70,000
350,000 給与30万円＋年間賞与60万円	—	15,000	25,000	45,000





65歳以降の在職老齢年金

65歳以降の在職老齢年金支給額の計算方法は次のとおりです。

$$\text{老齢厚生年金月額} - \frac{\text{老齢厚生年金月額} + \text{総報酬月額} - 48 \text{万円}}{2} + \text{老齢基礎年金月額}$$

したがって、老齢厚生年金月額と総報酬月額の合計が48万円を超えた場合に減額の対象となります。

■ 在職老齢年金（65歳～）

（単位：円）

65歳以降の 総報酬月額相当額	老齢厚生年金月額（報酬比例部分）			
	50,000	100,000	120,000	160,000
退職したときは100%支給されます				
250,000	50,000	100,000	120,000	160,000
350,000	50,000	100,000	120,000	145,000
400,000	50,000	90,000	100,000	120,000
500,000	15,000	40,000	50,000	70,000
600,000	—	—	—	20,000



高年齢雇用継続給付の計算方法

60歳から65歳未満までは、雇用保険から高年齢雇用継続給付を受給することができます。対象となるのは、60歳到達時の直近6カ月の報酬月額（賞与を除く）と比べて、継続雇用の報酬月額が75%以下になった場合、新たな報酬月額の15%を限度として給付が受けられます。15%の給付が受けられるのは、新たな報酬月額が61%以下になった場合です。

ただし、高年齢雇用継続給付を受給すると年金は減額されます。例えば、15%の給付を受けると、新たな報酬月額の6%ほど年金が減らされます。

■ 高年齢雇用継続給付の支給額と在職老齢年金の支給停止額

（単位：円）

60歳以降の税込月収 (ボーナス除く)	60歳時の税込月収（直近6カ月の平均）		
	300,000	400,000	500,000
雇用継続給付は、その月の税込月収によって変動します			
98,000	14,700 (▲5,880)	14,700 (▲5,880)	14,700 (▲5,880)
150,000	22,500 (▲9,000)	22,500 (▲9,000)	22,500 (▲9,000)
200,000	16,340 (▲6,533)	30,000 (▲12,000)	30,000 (▲12,000)
240,000	—	36,000 (▲14,400)	36,000 (▲14,400)
300,000	—	—	26,430 (▲10,573)

働きながら受給する年金 Q&A

Q1 厚生年金と国民年金は、どう違うのですか？

A1 原則として、20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、サラリーマンや公務員は、その上乘せとして厚生年金・共済年金に同時に加入しています。（共済組合の年金を共済年金と言います。）

Q2 第一号被保険者から第三号被保険者まであるようですが、どう区分されているのですか？

A2 第一号被保険者は、自営業者・農林漁業従事者・フリーター・学生です。第二号被保険者の配偶者であっても、年収が130万円以上の場合は第一号被保険者になります。

第二号被保険者は、厚生年金の場合はサラリーマン・OL・会社社長です。（共済年金の場合は公務員・教職員・警察官・自衛官です。）厚生年金や共済年金に加入している人も、65歳になると第二号被保険者の資格を喪失します（配偶者は第三号被保険者のままでいることができなくなります）。

第三号被保険者は、第二号被保険者に扶養されている配偶者です。妻が厚生年金に加入（第二号被保険者）中なら、失業中の夫は第三号被保険者になれます。

Q3 第三号被保険者はどのくらい年金がもらえるのですか？ 保険料は納める必要がないのですか？ 被扶養者の認定条件はどうですか？

A3 第一号被保険者と同じ額の年金がもらえます。独自に保険料を納める必要はありません。被扶養者の認定条件は健康保険の被扶養者と同じで、その時点から今後1年間の予想収入が年間130万円未満（障害者は180万円未満）の被扶養配偶者です（収入は給料・老齢年金・障害年金・失業保険（基本手当）・傷病手当

金等です）。

戸籍上の夫婦関係がない内縁関係でも認められます。

Q4 年金は何年かければもらえるのでしょうか？

A4 厚生年金だけに加入している人は、昭和27年4月1日以前生まれの場合は20年以上、それ以降生まれの場合は21、22、23、24年以上と1年ごとに変わり、昭和31年4月2日以降生まれの場合は25年以上の加入が必要です。

女性35歳以降、男性40歳以降の厚生年金加入期間が15～19年の場合は厚生年金加入20年と同じ扱いが受けられ、受給資格を満たせます。国民年金で25年または厚生年金・合算対象期間（カラ期間）を加えて25年以上になる場合も受給資格があります。

Q5 合算対象期間（カラ期間）はどのような期間ですか？

A5 受給資格を得るために必要な期間としては認められますが、年金額には反映されない期間です。原則として、昭和36年4月から昭和61年3月までの間の20歳以上60歳未満の期間で、次のようなものがあります。

「配偶者が厚生年金・共済年金に加入中で、本人は国民年金に加入していなかった期間（昭和61年3月までは任意加入でした。）」「被用者年金の脱退手当金・退職一時金・脱退一時金を受けた期間（20歳以前も含みます。）」等々。

Q6 年金は、何歳になったらもらえるのですか？

A6 現在、国民年金は65歳、厚生年金は60歳から支給されていますが、厚生年金の支給開始年齢は、段階的に繰り下がりがつつあり、昭和36年4月2日以降生まれの男性と昭和

41年4月2日以降生まれの女性は65歳支給開始になります。

ただし繰り上げ支給の制度がありますので、これを利用すると60歳を過ぎれば受給できます。(受給年金額は減額されます。)

Q7 繰上げ支給をした場合のメリットとデメリットはどんなことがありますか？

A7 メリットはもちろん早い時期から年金受給ができることですが、年金額は65歳からもらう金額より1ヵ月につき0.5%減額されます。たとえば、60歳から受給すると、 $0.5 \times 12 \times 5 = 30$ で30%減額になり、65歳でもらえる79万2100円の70%で年金額は55万4500円になります。76歳8ヵ月が損益分岐点になりますのでご注意ください。

その他「65歳前に障害基礎年金に該当してももらえない」「夫死亡の場合に妻に出る寡婦年金がもらえない」等のデメリットがあります。

Q8 加給年金や振替加算とはどういうものですか？

A8 加給年金は厚生年金を20年(特例の場合15~19年)以上掛けた人が、定額部分を受給できるようになったときに、生計を同じくする65歳未満の配偶者や高校卒業前の子供がいる場合に支給されます。ただし対象者の加算開始時の前年の年収が850万円(所得65万5000円)以上あると支給されません。

加給年金対象者が65歳になると、加給年金の支給は終わりますが、対象者が受給し始める老齢基礎年金に、生年月日に応じた金額が加算されます。これを振替加算と言います。

Q9 高年齢雇用継続給付金はどのようなものですか？

A9 60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者で通算5年以上加入している人が60歳以降、失業等給付(基本手当)を受給することなく、60歳時点の賃金に比べて75%未満の賃金で就労している場合に支給されます。61%未満の場合の支給率15%が上限になります。たとえば60歳時40万円の人が20万円に下がった場合は $20 \text{万円} \times 0.15 = 3 \text{万円}$ が支給されます。(在職老齢年金を受給している場合は、標準報酬月額6%が年金から減額されます。)

Q10 給料(総報酬月額相当額)が23万円で、厚生年金(基本年金月額)が、12万5000円の人(在職老齢年金(働きながらもらえる年金)はいくらになりますか？

A10 厚生年金12万5000円と給料の23万円を足すと35万5000円です。このうち28万円までは無条件で受給できるので、12万5000円のうちの5万円はそのまま受給できます(28万円-23万円)。しかし、28万円を上回った額7万5000円(35万5000円-28万円)は二分の一が支給停止になるため3万7500円が支給されることになります。この結果5万円と3万7500円の合算額8万7500円が在職老齢年金になります。

次ページへ続く

60 → 65

東京グラフィックス 65歳雇用導入プロジェクト

Q&A

Q11 給料（総報酬月額相当額）が 39 万円で、厚生年金（基本年金額）が 20 万円の人の在職老齢年金はいくらになりますか？

A11 厚生年金 20 万円と給料の 39 万円を足すと 59 万円です。基準額の 28 万円を上回る額は $59 \text{万円} - 28 \text{万円} = 31 \text{万円}$ です。この額の二分の一が支給停止になるので、支給停止額は 15 万 5000 円になります。20 万円から 15 万 5000 円を引くと 4 万 5000 円ですので、在職老齢年金は 4 万 5000 円になります。

Q12 60 歳到達時の給料が 30 万円で、60 歳以降の給料が 18 万円になると同時に厚生年金（基本年金額）10 万円を受給できるようになると収入はどうなりますか？

A12 60 歳になるまで引き続き 5 年以上雇用保険に加入している場合は高年齢雇用継続給付を受給できます。給料が 30 万円から 18 万円になると 60% ですので、新しい給料の 15% の 2 万 7000 円が給付されます。それと同時に在職老齢年金のうち標準報酬月額の 6% 相当額である 1 万 800 円が支給停止になります。この結果、 $18 \text{万円} + 10 \text{万円} + 2 \text{万} 7000 \text{円} - 1 \text{万} 800 \text{円} = 29 \text{万} 6200 \text{円}$ が収入合計となります。

税金や社会保険料は給料が下がるので 60 歳前より低くなるため、手取りは以前とあまり変わらないことが多いようです。ただ年金の支給は偶数月の 15 日に 2 ヶ月分まとめて振り込まれる等これまでの給料日一本ではなく、収入の時期がずれますので慣れるまで気をつける必要があります。

Q13 安い給料で再就職すると、次に退職したときに平均標準報酬が下がるので、年金も下がってしまうといわれましたが、どうなのですか？

A13 平均標準報酬が下がっても加入月数が延びるので年金は必ず増えます。厚生年金の計算式を見ると平均標準報酬の下がり方よりも加入月数の延び方の影響の方が大きいことは明白です。

Q14 非常勤のパートで働くと年金が減額されないと聞いたことがありますが、どうなのでしょう？

A14 週 30 時間未満のパートタイムの場合は厚生年金に加入する必要がありません。そのため給料も年金も減額されることなく全額もらえます。ただし健康保険も加入できないため、国民健康保険に加入しなくてはなりません。定年後に自営業者として請負・委託・コンサルタント契約を結んで仕事をする場合も厚生年金には入らないので年金の支給停止はありません。

Q15 失業保険の給付を受けていると年金はもらえないのですか？

A15 定年退職等により失業給付の基本手当を受給している人は、60 歳代前半の老齢厚生年金等が全額支給停止されます。失業の認定を受けるために公共職業安定所で求職の申し込みをした月の翌月からその申し込みによる基本手当の受給期間（または所定給付日数）の満了月まで、支給停止されます。

【 社団法人東京グラフィックサービス工業会 65歳雇用導入プロジェクト 】

東京グラフィックサービス工業会は東京労働局の助成を受けて「65 歳雇用導入プロジェクト」に取り組み、会員企業における 65 歳までの雇用継続を推進しています。

社団法人

東京グラフィックサービス工業会

URL <http://www.tokyographics.or.jp>

tel.03-3667-3771 fax.03-3249-0377

東京都中央区日本橋小伝馬町 7-16 〒103-0001